

91 町名の「〇〇まち」と「〇〇ちょう」

問 県内の町名で「〇〇まち」と呼ばれるものと「〇〇ちょう」と呼ばれているものがあります。どちらの呼び方をするのが正しいのですか。

答 現在、宮城県には地方公共団体としての町が61か町あります。その中、町名の公称を「〇〇まち」とするものが23か町、⁽¹⁾「〇〇ちょう」とするものが38か町あります。明治22年4月1日に市町村制が施行されて以来、町制をとった自治体は、それらの町名につく「町」のすべてを「まち」と、全国一律に読んできました。ところが、戦後に入ってから、町制をとってきた町々が、各自の町名の公称を「〇〇まち」とすべきか、または新たに「〇〇ちょう」とすべきかを決定しなければならないような、諸般の必要に迫られたのであります。そこで、それぞれの町自体が、「地名」に「町」を含め熟成した一体の公称として「〇〇まち」或いは「〇〇ちょう」の呼び方をきめはじめることになったのでした。「町」は「地名」に付記して、単に自治体の種別を示す従来の通念に加えて、固有名の一部をなすものとなったのだと考えることができます。その後、特に昭和29-30年にかけての大規模な町村合併によって誕生した多数の新町の名称は、それぞれ合併町村相互の協定できめられましたし、またそれとは別個に町名改正を行った町もかなりあって、その場合の新町名はそれぞれの町の条例として（その殆どが読み仮名をつけて）、それぞれ議会の議決を経た上、⁽²⁾いずれも県の認可を得て正式決定されたのであります。このようにして、従来はなかった「〇〇ちょう」と公称する町々が、全体としては寧ろ多数出現することになったわけであり、ます。

宮城県の場合、海岸寄りに「ちょう」が多く、山寄りに「まち」が多いという説を立てる人もいますが、必ずしもその通りの分布ではなく、「まち」と「ちょう」とがかなり錯綜しています。これは、関西・四国・中国地方の諸県のような「1県内の町は総て^{〇〇}ちょう^{〇〇}」との徹底した読み替えは行われなかったからでした。「まち」と据置くにしても、「ちょう」と切替えるにしても、雷同とか受動的なものによる結果が殆どかがわれないということです。その二者択一に当っては、それぞれの「地名」と「町」との完全結合のため、呼び易さと音感のよさ、重厚さと感覚の新らしさ等に於ての、自主的な発意と吟味の尽された跡をそこに見ることができます。特定の「〇〇町」の町名を、「〇〇まち」と呼ぶか、それとも「〇〇ちょう」と呼ぶかは、この点でも決定通りの方を尊重すべきであります。国や県の諸調査統計等に於ても、振り仮名を付ける場合は「〇〇まち」「〇〇ちょう」、ローマ字で示す場合は「〇〇-machi」「〇〇-cho」と正確に区別しています。これは一例に過ぎず、「まち」「ちょう」はそれぞれ特定固有の町名の公称の一部分ですので、随意に読み替えることのできないものであります。県内の61か町の公称町名を「まち」と「ちょう」とに区分すると次の通りです。

1. 「まち」 23か町

- (刈田郡) 蔵王、七ヶ宿町
- (柴田郡) 大河原、村田、柴田、川崎町
- (伊具郡) 丸森町
- (名取郡) 秋保町
- (宮城郡) 松島、七ヶ浜、宮城町
- (黒川郡) 富谷町
- (加美郡) 中新田、小野田町
- (志田郡) 松山、鹿島台町
- (栗原郡) 栗駒、高清水町
- (登米郡) 登米(とよま)、石越、南方、豊里町
- (桃生郡) 北上町

2. 「ちょう」 38か町

- (亘理郡) 亘理、山元町
- (宮城郡) 利府町
- (黒川郡) 大和、大郷町
- (加美郡) 宮崎、色麻町
- (志田郡) 三本木町
- (玉造郡) 岩出山、鳴子町
- (遠田郡) 涌谷、田尻、小牛田、南郷町
- (栗原郡) 築館、若柳、一迫、瀬峯、鶯沢、金成、志波姫町
- (登米郡) 迫、東和、中田、米山町
- (桃生郡) 鳴瀬、河北、矢本、雄勝、河南、桃生町
- (牡鹿郡) 女川、牡鹿町
- (本吉郡) 志津川、津山、本吉、唐桑、歌津町

注(1) 昭和56年1月1日現在11市61町2村〔昭和20年10月1日現在では3市44町150村、町村合併促進法施行前の昭和28年9月30日現在では5市49町133村あった。〕

注(2) 「地図と地名」(山口恵一郎)に、『行政区画名は、その市町村の条例によって文字はもちろん読み方まで定められているので、その定められた文字を使用する。例えば宮城県の「鹽竈市、茨城県の龍ヶ崎市」などは「塩釜」「竜ヶ崎」とはしない。北海道の留萌市は、測量のたびに「留萌」と「留萌」とが二転三転したが、現在では地元の決定に従って「留萌」にしている。青森県東津軽郡の「平館」村も「平館」と「平館」の2通りがあるが、現

地からの報告に基づく「平館」に正しつある。」とある。〔千葉県の「館山市」は「館山」ではなく「館山」が正しい。〕

注(3) 「町」の公称読み（「村」の公称読みも）

昭和54年4月1日現在

	町		村			町		村	
	(まち)	(ちょう)	(むら)	(そん)		(まち)	(ちょう)	(むら)	(そん)
北海道	1町	△	○	×	滋賀	×	○	○	×
青森	○	×	○	×	京都	×	○	○	×
岩手	10町	20町	○	×	大阪	×	○	○	×
秋田	○	×	○	×	兵庫	×	○	○	×
山形	○	×	○	×	奈良	×	○	○	×
宮城	23町	38町	○	×	和歌山	×	○	○	×
福島	○	×	○	×	鳥取	×	○	×	○
茨城	○	×	○	×	島根	6町	△	○	×
栃木	○	×	○	×	岡山	×	○	×	○
群馬	○	×	○	×	広島	1町	△	1村	△
埼玉	○	×	○	×	山口	×	○	×	○
千葉	○	×	○	×	徳島	×	○	×	○
東京	○	×	○	×	香川	×	○	○	×
神奈川	○	×	○	×	愛媛	×	○	○	×
新潟	○	×	○	×	高知	×	○	3村	△
富山	○	×	○	×	福岡	○	×	○	×
石川	○	×	○	×	佐賀	9町	△	△	1村
福井	×	○	○	×	長崎	5町	△	○	×
山梨	8町	△	○	×	熊本	△	1町	△	2村
長野	○	×	○	×	大分	△	7町	△	1村
岐阜	×	○	○	×	宮崎	×	○	×	○
静岡	1町	△	○	×	鹿児島	×	○	4村	4村
愛知	×	○	○	×	沖縄	×	○	×	○
三重	×	○	○	×	(自治省行政局振興課調)				

○……全町(村) そう読む ×……全町(村) そう読まない △……若干の町(村)

を除いて大多数の町(村) がそう読む

資料 宮城県市町村勢要覧昭和55年(宮城県)

全国市町村要覧54年版(自治省行政局振興課)

92 遣欧使節船の「松右衛門帆」 とはどのようなものか

問 支倉常長が乗船した遣欧使節船の帆が、「松右衛門帆」だったと書いてある本があります。この「松右衛門帆」とはどのような帆ですか。

答 「松右衛門帆」という帆布は織帆といわれ、播州〔兵庫県〕高砂の工楽〔くらく〕松右衛門が、⁽¹⁾多年にわたる苦心ののちに開発した帆布のことです。その当時まで舟の帆は、蓆〔むしろ〕か綿布を二、三枚かさねて糸で縫い合わせた貧弱なもので、到底長い航海に堪えられるものではありませんでした。兵庫〔神戸〕港の回船問屋だった彼はその改良に志し、遂に播州産の強い綿糸を撚り合わせて、分厚い平織りの理想的な帆布をつくり上げることに成功したのです。この帆布は、外洋の風波に耐える上で驚くべき強度があるのですが、彼の伝記（大蔵永常著「農具便利論」）に⁽²⁾よればその創製が天明5年〔1785〕のことでした。そのすぐれた実用性から世に「松右衛門帆」とたたえられ、全国的に普及するに至ったのは、文化・文政期〔1804-1830〕以後であります。この松右衛門帆が、200年も時代を遡って慶長18年〔1613〕に、ローマへ向けて出港した支倉常長の乗船に使われるわけがありません。

遣欧使節船の船体に関しては、「貞山公治家記録巻之23」の慶長18年9月15日の条に『此日南蛮国へ渡サル黒船（中略）横五間半・長十八間・高十四間一尺五寸アリ。帆柱十六間三尺、松ノ木ナリ。又弥帆柱モ同木ニテ作ル。九間一尺五寸アリ。……』のデータだけしか記されておらず、ましてその他の装備等について記録された史料に至っては、全く伝えられたものがありません。つまり使節船の帆布が何であったかは不明であるのに、まことしやかに後世の「松右衛門帆」であるなどと記している本があるとすれば、甚だ世を惑わすものです。その元兇となったものが「館様造船模様」と称し、雄勝町某氏が昭和5年に発表した偽作史料であります。この「館様造船模様」が現われると、そのまま鵜呑みの形で流布し、使節船に関する数々の虚説が拡大されてしまって、それが恰も通説であるかのような誤まりが横行するに至りました。歴史家の多くが、それに対する史料批判も加えないできたというのも、甚だ奇異なことでした。しかし最近船舶専門家によって、完膚ないまでにその偽書性を指摘されました。およそ時代的に合致しないデータを、つぎはぎに寄せ集めて捏造した偽作にしては、長過ぎる生命をもちつづけたものです。『一帆布木綿 松右衛門帆を用いたり』とある饒舌な記述も、「館様造船模様」自滅の最大致命傷の一つだったわけですが、